

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定による、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表いたします。

令和4年4月12日

神戸市須磨区長 小林 令伊子

1 対象期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間

2 閲覧状況

(須磨区役所)

国又は地方公共団体の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
兵庫県	県民意識調査	令和3年4月19日	管内全域 満18歳～80歳代
兵庫県	県民実態調査	令和3年8月3日	管内全域 13・15・18歳 20～80歳代

(北須磨支所)

国又は地方公共団体の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
兵庫県	県民意識調査	令和3年5月13日	管内全域 18～20歳代、30～80歳代
兵庫県	健康づくり実態調査	令和3年8月3日	管内全域 13・15・18歳 20～80歳代